

水 資 第 395 号
令和 8 年 7 月 14 日

水産動物の輸入事業者 様

水産資源課長

静岡県における輸入水産動物の着地検査指針等の一部改正について

水産動物の輸入防疫の推進にあたり、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 13 号）が令和 8 年 3 月 9 日付で公布され、同年 6 月 9 日から施行されたことに伴い、「水産防疫対策要綱」（平成 28 年 7 月 1 日付け 28 消安第 1412 号農林水産省消費・安全局長通知）を一部改正されました。

つきましては、本県におきましても「輸入水産動物の着地検査対応指針」及び「着地検査の具体的な対応方法等について（サケ科魚類、エビ類）」を一部改正いたしました。

水産動物の輸入事業者の皆様におかれましては、改正内容を御確認のうえ、引き続き着地検査への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担 当	経済産業部水産・海洋局 水産資源課 資源増殖班
電話番号	0 5 4 - 2 2 1 - 2 7 3 9
ファクシミリ	0 5 4 - 2 2 1 - 3 2 8 8

静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針(平成 30 年 12 月 18 日)新旧対照表

(下線部は改正部分)

旧	新
1 経緯と目的 平成 28 年 7 月 27 日付け「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、新たに「水産防疫対策要綱」(以下、「要綱」という。)が策定された。要綱には、養殖の用に供することを目的に輸入された水産動物について、仕向先の養殖場を管轄する各都道府県が、輸入された後も仕向先の養殖場において引き続き健康状態、移動等について監視すること(以下、「着地検査」という。)が規定された。このため、本県における着地検査の対応については、要綱の別記 1「輸入水産動物の着地検査指針」(以下、「着地検査指針」という。)に基づくほか、以下のとおり定める。 なお、疾病の発生が確認された場合は、要綱 2 の(4)「養殖水産動植物の異常の早期発見、通知・届出、疾病発生時の迅速かつ的確なまん延防止」及び「魚類へい死対応マニュアル(改訂版)(平成 26 年 6 月県作成)」に基づき、まん延防止措置を実施する。 2 県の役割 (1) 水産資源課の役割 水産資源課は、輸入者又は動物検疫所から、「着地検査指針 1 着地検査の対象動物」に該当する水産動物の輸入の報告があった場合、水産・海洋技術研究所と情報を共有するとともに連携して、輸入者及び仕向先の養殖施設等の責任者と連絡を取り、当該水産動物が仕向けられる前に、着地検	1 経緯と目的 平成 28 年 7 月 27 日付け「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、新たに「水産防疫対策要綱」(以下、「要綱」という。)が策定された。要綱には、養殖の用に供することを目的に輸入された水産動物について、仕向先の養殖場を管轄する各都道府県が、輸入された後も仕向先の養殖場において引き続き健康状態、移動等について監視すること(以下、「着地検査」という。)が規定された。このため、本県における着地検査の対応については、要綱の別記 1「輸入水産動物の着地検査指針」(以下、「着地検査指針」という。)<u>及び「着地検査の運用について(通知)」(8 消安第 1541 号令和 8 年 6 月 9 日農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知)</u>に基づくほか、以下のとおり定める。 なお、疾病の発生が確認された場合は、要綱 2 の(4)「養殖水産動植物の異常の早期発見、通知・届出、疾病発生時の迅速かつ的確なまん延防止」及び「魚類へい死対応マニュアル(改訂版)(<u>令和 7 年 4 月</u>県作成)」に基づき、まん延防止措置を実施する。 2 県の役割 (3) 水産資源課の役割 水産資源課は、輸入者又は動物検疫所から、「着地検査指針 1 着地検査の対象動物」に該当する水産動物の輸入の報告があった場合、水産・海洋技術研究所と情報を共有するとともに連携して、輸入者及び仕向先の養殖施設等の責任者と連絡を取り、当該水産動物が仕向けられる前に、着地検

査への協力を要請し同意を得た上で、着地検査を実施する場所（以下、「着地検査場所」という。）を決定する。着地検査場所は、疾病が水平感染しないよう、輸入水産動物とその他の水産動物を隔離若しくは区別して飼育することが可能な施設であることが望ましい。

他都道府県から本県の養殖施設等に着地検査期間中の着地検査対象動物が移動される場合、水産資源課は、移動元の都道府県と調整を行い、上記の輸入水産動物に準じて対応する。

（２） 水産・海洋技術研究所の役割

水産・海洋技術研究所は、着地検査場所が決定次第、仕向先の養殖施設等の責任者と連絡を取り、速やかに着地検査を行う。着地検査は、着地検査場所への立入検査若しくは着地検査場所の責任者からの報告等によるものとし、別紙「着地検査記録票」に必要な情報を記録し、少なくとも３年間保管する。

査への協力を要請し同意を得た上で、着地検査を実施する場所（以下、「着地検査場所」という。）を決定する。着地検査場所は、疾病が水平感染しないよう、輸入水産動物とその他の水産動物を隔離若しくは区別して飼育することが可能な施設内であり、飼育水を排水する際には、河川等の公共の用に供する水面に直接排水することなく消毒後に排水する、又は下水道に排水する構造となっていることが望ましい。

他都道府県から本県の養殖施設等に着地検査期間中の着地検査対象動物が移動される場合、水産資源課は、移動元の都道府県と調整を行い、上記の輸入水産動物に準じて対応する。

（２） 水産・海洋技術研究所の役割

水産・海洋技術研究所は、着地検査場所が決定次第、仕向先の養殖施設等の責任者と連絡を取り、速やかに着地検査を行う。着地検査は、着地検査場所への立入検査若しくは着地検査場所の責任者からの報告等によるものとし、別紙１「着地検査期間中の飼育状況報告」に必要な情報を記録する。また、着地検査期間の終了時は、別紙２「着地検査終了報告書」を作成し、別紙１とともに、少なくとも３年間保管する。

着地検査の具体的な対応方法について（魚種：サケ科魚類）新旧対照表

（下線部は改正部分）

旧	新
着地検査の具体的な対応方法等について 魚種：サケ科魚類 作成日：令和4年3月22日（初版） 「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針（<u>令和4年2月21日改正</u>）」（以下「指針」という）2の（2）の着地検査の具体的な対応方法等のうち、サケ科魚類（発眼卵）に関する事項は下記のとおりとする。 （4）着地検査の方法 ア 立入検査 ・（略） ・（略） ・立入検査では、指針別紙「<u>着地検査記録票（初回検査用）</u>」に掲げる項目について、事前に輸入者もしくは仕向先の養殖施設の責任者（以下「施設責任者」という）から提出を受けた輸入許可申請書の写しや、動物検疫所から提供を受けた輸入許可証を参考に、県検査者が現場での現物確認等を行う。 ・（略） ・（略） ・（略） ・2回目以降に立入検査を行う場合は、県検査者が着地検査場所へ出向き、施設責任者の立ち合いのもと、指針別紙「<u>着地検査記録票（2回</u>	着地検査の具体的な対応方法等について 魚種：サケ科魚類 作成日：令和4年3月22日（初版） <u>改正日：令和8年7月14日</u> 「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針（<u>令和8年7月14日改正</u>）」（以下「指針」という）2の（2）の着地検査の具体的な対応方法等のうち、サケ科魚類（発眼卵）に関する事項は下記のとおりとする。 （4）着地検査の方法 ア 立入検査 ・（略） ・（略） ・立入検査では、指針別紙<u>1</u>「<u>着地検査期間中の飼育状況報告</u>」に掲げる項目について、事前に輸入者もしくは仕向先の養殖施設の責任者（以下「施設責任者」という）から提出を受けた輸入許可申請書の写しや、動物検疫所から提供を受けた輸入許可証を参考に、県検査者が現場での現物確認等を行う。 ・（略） ・（略） ・（略） ・2回目以降に立入検査を行う場合は、県検査者が着地検査場所へ出向き、施設責任者の立ち合いのもと、指針別紙<u>1</u>「<u>着地検査期間中の飼</u>

目以降用)」に掲げる項目について飼育日誌等を参考に確認する他、対象の輸入水産動物や同じ施設内で飼育される他の水産動物の様子等について現地確認を行う。

イ 聞取調査（施設責任者からの報告等）

- ・聞取調査は、指針別紙「着地検査記録票（2回目以降用）」に掲げる項目について、県検査者が施設責任者から電話で聞き取りを行うか、もしくは施設責任者から県検査者へ電子メールで当該記録表の提出を求める。
- ・初回検査に立入検査を行わず聞取調査とする場合は、輸入水産動物の導入日の翌営業日までに、指針別紙「着地検査記録票（初回検査用）」に掲げる項目について、県検査者が施設責任者から電話で聞き取りを行うか、もしくは施設責任者から県検査者へ電子メールで当該記録表の提出を求める。

育状況報告」（着地検査期間の終了時は、別紙2「着地検査終了報告書」）に掲げる項目について飼育日誌等を参考に確認する他、対象の輸入水産動物や同じ施設内で飼育される他の水産動物の様子等について現地確認を行う。

イ 聞取調査（施設責任者からの報告等）

- ・聞取調査は、指針別紙1「着地検査期間中の飼育状況報告」（着地検査期間の終了時は、別紙2「着地検査終了報告書」）に掲げる項目について、県検査者が施設責任者から電話で聞き取りを行うか、もしくは施設責任者から県検査者へ電子メールで当該記録表の提出を求める。
- ・初回検査に立入検査を行わず聞取調査とする場合は、輸入水産動物の導入日の翌営業日までに、指針別紙1「着地検査期間中の飼育状況報告」に掲げる項目について、県検査者が施設責任者から電話で聞き取りを行うか、もしくは施設責任者から県検査者へ電子メールで当該記録表の提出を求める。

着地検査の具体的な対応方法について（魚種：エビ類）新旧対照表

（下線部は改正部分）

旧	新
着地検査の具体的な対応方法等について 魚種：エビ類 作成日：令和４年６月１３日（初版） 「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針（<u>令和４年２月２１日改正</u>）」（以下「指針」という）２の（２）の着地検査の具体的な対応方法等のうち、エビ類に関する事項は下記のとおりとする。 （４）着地検査の方法 ア 立入検査 ・（略） ・（略） ・初回検査に立入検査を行う場合は、指針別紙「<u>着地検査記録票（初回検査用）</u>」に掲げる項目について、事前に輸入者もしくは仕向先の養殖施設の責任者（以下「施設責任者」という。）から提出を受けた輸入許可申請書の写しや、動物検疫所から提供を受けた輸入許可証を参考に、県検査員が現場での現物確認等を行う。 ・（略） ・（略） ・２回目以降の検査に立入検査を行う場合は、県検査員が着地検査場所へ出向き、施設責任者の立会いのもと、指針別紙「<u>着地検査記録票（２回目以降用）</u>」に掲げる項目について飼育日誌等を参考に確認する他、	着地検査の具体的な対応方法等について 魚種：エビ類 作成日：令和４年６月１３日（初版） <u>改正日：令和８年７月１４日</u> 「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針（<u>令和８年７月１４日改正</u>）」（以下「指針」という）２の（２）の着地検査の具体的な対応方法等のうち、エビ類に関する事項は下記のとおりとする。 （４）着地検査の方法 ア 立入検査 ・（略） ・（略） ・初回検査に立入検査を行う場合は、指針別紙１「<u>着地検査期間中の飼育状況報告</u>」に掲げる項目について、事前に輸入者もしくは仕向先の養殖施設の責任者（以下「施設責任者」という。）から提出を受けた輸入許可申請書の写しや、動物検疫所から提供を受けた輸入許可証を参考に、県検査員が現場での現物確認等を行う。 ・（略） ・（略） ・２回目以降の検査に立入検査を行う場合は、県検査員が着地検査場所へ出向き、施設責任者の立会いのもと、指針別紙<u>１</u>「<u>着地検査期間中の飼育状況報告</u>」（着地検査期間終了時は、別紙２「<u>着地検査終了報告</u>」

対象の輸入水産動物や同じ施設内で飼育される他の水産動物の様子等について現地確認を行う。立入検査に施設責任者の立会いが困難な場合は、当該水産動物の飼育状況を十分に把握する当該施設の従業員等を代理とすることができる。

イ 聞取調査（施設責任者からの報告等）

- ・再び導入する場合において初回検査を聞取調査とする場合は、輸入水産動物の導入日の翌営業日までに、指針別紙「着地検査記録票（初回検査用）」に掲げる項目について、県検査員が施設責任者から電話で聞き取るか、もしくは施設責任者が県検査員へ電子メール等により当該記録表を提出する。この場合、県検査員は施設責任者に対し、導入する輸入水産動物の現物や導入作業の様子を写真等で記録し、県検査員へ報告するよう求めることができる。

- ・2回目以降の検査を聞取調査とする場合は、指針別紙「着地検査記録票（2回目以降用）」に掲げる項目について、県検査員が施設責任者から電話で聞き取るか、もしくは施設責任者が県検査員へ電子メール等により当該記録表を提出する。

書」）に掲げる項目について飼育日誌等を参考に確認する他、対象の輸入水産動物や同じ施設内で飼育される他の水産動物の様子等について現地確認を行う。立入検査に施設責任者の立会いが困難な場合は、当該水産動物の飼育状況を十分に把握する当該施設の従業員等を代理とすることができる。

イ 聞取調査（施設責任者からの報告等）

- ・再び導入する場合において初回検査を聞取調査とする場合は、輸入水産動物の導入日の翌営業日までに、指針別紙1「着地検査期間中の飼育状況報告」に掲げる項目について、県検査員が施設責任者から電話で聞き取るか、もしくは施設責任者が県検査員へ電子メール等により当該記録表を提出する。この場合、県検査員は施設責任者に対し、導入する輸入水産動物の現物や導入作業の様子を写真等で記録し、県検査員へ報告するよう求めることができる。

- ・2回目以降の検査を聞取調査とする場合は、指針別紙1「着地検査期間中の飼育状況報告」（着地検査期間終了時は、別紙2「着地検査終了報告書」）に掲げる項目について、県検査員が施設責任者から電話で聞き取るか、もしくは施設責任者が県検査員へ電子メール等により当該記録表を提出する。